

傷病手当金・ 出産手当金の改正

Q 支給額の算定方法はどのように変わったのですか？

A 1日当たりの支給額は、支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12か月間（当組合での継続した加入期間）の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する額になります。

	定時決定						支給開始月						
月	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6
標準報酬月額（千円）	410	410	410	360	360	360	360	360	360	360	360	360	360

← 支給開始月以前の直近の継続した12か月 →

- ① 支給開始月5月以前直近の継続した12か月間の平均額
 $(41万円 \times 3か月 + 36万円 \times 9か月) \div 12か月 = 37万2,500円$
- ② ①で算出した平均額を30で割った日額の3分の2相当額
 $37万2,500円 \div 30 \div 3 = 1万2,420円$ (10円未満四捨五入)
 $1万2,420円 \times 2/3 = 8,280円$ (1円未満四捨五入) → **1日当たりの支給額は、8,280円です。**

Q 被保険者期間が支給開始月以前12か月に満たない場合、支給額はどのように算定されますか？

A 支給を始める日の属する月以前の直近の継続した期間において、標準報酬月額が定められている月が12か月に満たない場合、1日当たりの支給額は、次のいずれか少ない額の3分の2に相当する額になります。

	資格取得月	随時改定					支給開始月
月	11	12	1	2	3	4	5
標準報酬月額（千円）	320	320	320	320	320	360	360

- ア 支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額
 ① 11月から5月までの7か月間の標準報酬日額
 $(32万円 \times 5か月 + 36万円 \times 2か月) \div 7か月 \div 30日 = 1万1,050円$
 - イ 支給を始める日の属する年度の前年度の9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額
 【平成27年9月30日における当組合の平均標準報酬月額 = 38万円】
 ② 平均標準報酬日額
 $38万円 \div 30日 = 1万2,670円$
- この場合①が少ないため、 $1万1,050円 \times 2/3 = 7,367円$ → **1日当たりの支給額は、7,367円です。**

*なお、入社前も当組合の加入事業所に勤めていた場合、前に勤めていた期間も含めて直近の継続した12か月間の標準報酬月額があれば、平均の算定対象になります。

Q 請求期間が平成28年4月1日以前の分も支給額の算定方法が変わりますか？

A 平成28年4月1日を境に算定方法が変わります。例えば、「平成28年3月16日～平成28年4月15日」の分として請求があった場合は、3月16日～31日の分は改正前の算定方法により支給額を決定し、4月1日～15日の分は改正後の算定方法により支給額を決定します。

	定時決定						支給開始月										
年月	H27	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	H28	1	2	3	4	5
標準報酬月額（千円）	300	300	300	300	300	300	300	320	320	320	320	320	320	320	320	320	320

← 支給開始月以前の直近の継続した12か月 →

- ① 平成28年2月から平成28年3月31日までの1日当たりの支給額
 $32万円 \div 30日 = 10,670円$
 $10,670円 \times 2/3 = \mathbf{7,113円}$
- ② 平成28年4月1日からの1日当たりの支給額
 $((30万円 \times 6か月 + 32万円 \times 6か月) \div 12か月) \div 30日 = 10,330円$
 $10,330円 \times 2/3 = \mathbf{6,887円}$

平成28年4月1日より、健康保険法等の一部改正に伴い、傷病手当金と出産手当金の支給額の算定方法について、支給額を的確に算定するための変更が実施されました。今回は、その変更内容を具体的にQ&Aでまとめました。